

介護保険関係の所得控除等に必要になった書類の交付について

① 障害者控除対象者認定証

確定申告などで所得を申告する際に、申告する本人もしくは扶養親族が障害者である場合、一定金額を所得から控除できる制度があります。

基本的には障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、介護保険の要介護認定を受けている方でも対象となる場合があります。控除を受けるためには、町が発行する「障害者控除対象者認定証」が必要です。

◇対象となる方
65歳以上の要介護1以上の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

② おむつ代医療費控除確認

傷病により寝たきりで医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。控除を受けるためには、おむつ代の領収書と、1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用ができます。

◇対象となる方

要介護または要支援の認定を受けており、概ね6か月以上寝たきりの方もしくは同様と認められる方で、介護保険の主治医意見書からおむつの使用が常時必要であることを確認できる方。

①・②ともに、対象者本人もしくはその家族の方（扶養している方）からの申請により、確定申告健康課 ☎ 83-2777 事前担当まで電話連絡をお願いします。

※問い合わせは、福祉課 ☎ 83-2777

告時の所得控除に必要な書類を交付しますので、

移住・定住応援補助金をご活用ください

町では、次代を担う若者世代の移住・定住を応援するため、町内に住宅などを購入された方を対象に、補助金の交付（事業費の1/2・最大200万円）また、資金借入に対する利子補給（借入利率の1/2・年額最大30万円・36か月）を行っています。

さらに、町内事業者利用および地場木材活用で、それぞれ10万円分の奥多摩町商業協同組合商品券を上乗せし最大220万円分交付。町内金融機関（西東京農業協同組合古里支店・青梅信用金庫奥多摩支店）利用の場合、最大33万円利子を補給します。

【年齢要件】

- ① 45歳以下の夫婦
- ② 35歳以下の者
- ③ 子ども（高校生以下（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者））がいる世帯

*年齢要件以外にも、対象要件などがあります。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎ 83-2310

～11月のふるさと納税額のお知らせ～

次のとおり、ご寄付をいただきました。ありがとうございました。

| 目的 | 件数 | 金額 |
|-------------------------|-----|------------|
| 森林管理・環境景観保全のためとして | 32件 | 1,615,000円 |
| 森林セラピー事業等の整備・活動事業のためとして | 7件 | 80,000円 |
| 財政運営資金の一端（一般寄付）として | 30件 | 370,000円 |
| 合計 | 69件 | 2,065,000円 |

※令和4年11月からインターネットを通じてふるさと納税ができるようになりました。